



答 申 第 6 1 9 号
平成 29 年 2 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 20 日付け神企情第 5692 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 現在、所属単位で外部記憶装置 (NAS) により管理している電子データを、新たに企画調整局情報化推進部が一元的に管理運用する全庁ファイルサーバに移行することは、バックアップの取得やアクセス権限の管理など情報セキュリティの向上や、情報資産の確実な保存・活用に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。
- 3 別紙の類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。
なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、改めて当審議会の意見を求めること。

新たに個人情報を電子計算機処理することについて（第 11 条第 1 項）

	類 型	理 由
1	<p>（全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理）</p> <p>外部データセンター内に構築する全庁ファイルサーバにおいて、文書作成、表計算、データベース管理等の市販ソフトウェアにより、複数の職員が電磁的記録を共有しながら個人情報の電子計算機処理を行う場合</p>	<p>全庁ファイルサーバは、PC 統合管理システムの認証機能と連携し、事務処理用 PC からの接続に対して、端末・利用者を特定の上、属性に基づきアクセス制御を行うことができる。また、ログ収集サーバによりアクセスログやファイルの操作ログを管理することができるなど、個人情報保護のための高度な機能を備えており、運用上においても情報化推進部により適正に管理される。全庁ファイルサーバを使用する場合に限り、個人情報の電子計算機処理を行う際の手続きを簡素化することで、安全性を確保した上で事務処理の効率化を図ることができるため。なお、条例第 2 条第 2 号に規定する特定個人情報の取り扱いは、番号法第 2 条第 11 項で規定する個人番号関係事務の範囲内に限るものとし、条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合は、従来どおり個人情報保護審議会に諮問するものとする。</p>